（根拠法令）地§20－2

公告第　19　号　　公示送達書

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和 ８年１０月２８日

兵庫県中播磨県民センター長
（姫路県税事務所）

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備　　考
地方税の規定によりその例によることとされている国税徴収法第82条第2項	株式会社一成	
地方税の規定によりその例によることとされている国税徴収法第82条第2項	株式会社一成	

（税 21000）